

包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格  
レベル2（中級／CPCS-2）に係る細則

平成 29 年 6 月 10 日理事会にて承認

（目的）

第1条 この細則は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程第5条の規定のうち、レベル2（中級／CPCS-2、以下「CPCS-2」という。）に係る資格認定に必要な要件、申請手続等を定めることを目的とする。

（CPCS-2の資格取得要件）

第2条 認定を受けることができる者は、包括システムについて、レベル1（基礎／CPCS-1、以下「CPCS-1」という。）を取得した後、必要な研修を受け、解釈の基本を修得したと認められる者とする。

2 認定を受けようとする者は、包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称 JRSC）が主催もしくは共催する CPCS-2 の必須研修会を受講し、理解度確認のための試験に合格するとともに、必要なポイントを取得しなければならない。ただし、必須研修会において事例を提供した者は、必須研修会のポイントについて、優遇措置を受けることができる。

なお、必須研修会の種類、参加者及び事例提供者のポイント等については、別紙のとおりとする。

3 CPCS-2 の必須研修会は、JRSC の学会員（以下「学会員」という。）でなくても受講することができるが、その場合には、次のいずれかの条件を満たす者とする。

（1）対人援助専門職者であり、守秘義務を有する者

（2）臨床心理学コースあるいは関連分野に在籍する大学院生かその修了生

4 CPCS-1 を取得していない者も、CPCS-2 の必須研修会を受講することができる。その者が、将来、CPCS-2 の認定を受けるときは、CPCS-1 取得前に受講した CPCS-2 の必須研修会について、申請時のポイントに加えることができる。

（資格取得要件の例外）

第3条 CPCS-1 を取得し、CPCS-2 の必須研修会の講師を3回以上務めた者のうち、JRSC の常任理事会又は理事会で承認された者は、申請の際に CPCS-2 の必須研修会の受講並びに理解度確認のための試験が免除される。

（研修会）

第4条 CPCS-2 の必須研修会は、別紙のとおりとする。

（申請手続）

第5条 申請者は、学会員でなければならない。

2 申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、必要書類を添付して提出する。

3 申請者は、申請の時点で、資格審査料を支払う。

(資格審査)

第6条 申請者は、包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会の審査を経て、常任理事会又は理事会の審議により CPCS-2 が認定される。

(交付される証書等)

第7条 資格の認定を受けた者には、CPCS-2 認定証書及び認定番号が交付される。

2 交付された証書等は更新の要なく、保持できる。

(受講料及び資格審査費用)

第8条 CPCS-2 の A 研修会については、学会員 10,000 円、非会員 20,000 円とする。

2 B 研修会において受講料を徴収する場合は、その都度、設定するものとする。

3 資格審査料は、10,000 円とする。

(細則の改正)

第9条 本細則の改正は、常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。

以上